

令和4年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会
代表者会議 議事録

1 開催日時 令和4年7月28日(木) 10:00~12:00

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

船橋市医師会	理事	大塚	佳子
船橋歯科医師会	副会長	山崎	繁夫
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	田村	陽子
船橋市自治会連合協議会	副会長	藤本	千恵子
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子	千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	長島	由和
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代	隆治
児童養護施設おんちょう園	園長	本間	敏子
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本	裕子
船橋市私立幼稚園連合会	会長	田中	善之
船橋市PTA連合会	副会長	佐原	摩貴子
船橋人権擁護委員協議会	会長	加藤	廣行
千葉県市川児童相談所	船橋支所長	児玉	亮
千葉県女性サポートセンター	所長	中村	芳美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	田中	翔
千葉県船橋東警察署	生活安全課長	小栗	健路
健康福祉局長		大竹	陽一郎
子育て支援部長		杉森	裕子
学校教育部	指導課課長補佐	内野	義孝

(2) 事務局

健康福祉局子育て支援部家庭福祉課	課長	大屋	武彦
	課長補佐	藤沢	徹
	主査	神越	恵子
	係長	染谷	洋輔
	主任主事	荒井	孝之
	技師	宮本	咲也香
	主事	伊大知	志帆

健康福祉局子育て支援部家庭福祉課
家庭児童相談室

所長 河南 和代
主査 今田 雅子
主任主事 石井 義人

4 欠席者

船橋市保育協議会 副会長 豊田 和子

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 協議会の概要【公開】

(2) 報告事項【公開】

① 船橋市児童相談所の設置について

(3) 関係機関の取り組み状況【公開】

① 千葉県市川児童相談所

② 千葉県女性サポートセンター

③ 船橋警察署

④ 船橋東警察署

(4) 令和3年度実績及び令和4年度の取り組み（船橋市）

① 家庭児童相談室【公開】

② 女性相談室【公開】

③ 事例紹介（家庭児童相談室・女性相談室）【非公開※】

※船橋市情報公開条例第7条第1項第2号及び第4号に該当する不開示情報を含む内容を議題とするため、同条例第26条第1項第2号により非公開。

6 傍聴者の定員、実数 定員5人 実数1人

7 議事

【藤沢課長補佐】

本日は、お忙しい中、令和4年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議にご出席いただきありがとうございます。

私は、しばらくの間進行役を務めさせていただきます家庭福祉課の藤沢と申

します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様事前に送付させていただきました資料は、

資料1-1から1-4の「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会に関する資料」

資料2「船橋市児童相談所の設置について」

資料3「千葉県市川児童相談所様の資料」

資料4「千葉県女性サポートセンター様の資料」

資料5「千葉県船橋警察署様の資料」

資料6「千葉県船橋東警察署様の資料」

資料7-1及び7-2「船橋市家庭児童相談室における相談実績及び取組に関する資料」

資料8「船橋市女性相談室の状況」

でございます。

そして本日机にご用意いたしましたものが、「代表者会議委員名簿」、なお、こちらの名簿につきましては、令和4年4月1日時点として作成しております。後ほどご紹介をさせていただきますが、一番上の大塚先生におかれましては、現在は医師会の理事になられております。

次に「席次表」及び「資料9 家庭児童相談室と女性相談室の支援事例」でございます。

ただ今申し上げました資料について、不足はありませんでしょうか。

なお、「資料9の支援事例」につきましては、恐れ入りますが、個人に係る情報でありますことから、会議終了後に回収とさせていただきますので、お持ち帰りにならず、机の上に置いたままにしてくださいようお願いいたします。

続きまして、マイクの操作方法のご説明をいたします。

ご発言をいただく際には、マイクのスイッチを押していただき、赤いランプがつかまりましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度マイクのスイッチを押して赤いランプを消していただきますよう、お願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。当協議会会長であります、健康福祉局長 大竹陽一郎よりご挨拶申し上げます。会長よろしくお願いいたします。

[1] 会長挨拶

【大竹会長】

健康福祉局長の大竹と申します。

皆様には日頃より、健康・医療・福祉を始め、各分野におきまして、本市の

行政運営に多大なるご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、皆様ご存じのとおり、令和5年4月に「子ども家庭庁」が創設されます。子ども関係に関する政策を一元的に取り組むとともに、子どもやその家庭側に対して、様々な困難がありますが、その年齢や制度の壁を克服して、包括的に支援をしていくことを目指すと言われております。この様々な困難な事例の一つに児童虐待があるわけですが、厚生労働省の発表によりますと、令和2年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、20万件を超えました。

千葉県が約1万1,700件、本市の家庭児童相談室で受けたものについても、過去最多の774件となっております。

厚生労働省におきましても、類似の法改正ですとか啓発強化に取り組んでおりますが、報道等がございますけれども、全国では悲惨な事件が後を絶たないという現状でございます。

この後、所管の方から報告がありますけれども、本市も令和8年4月に児童相談所の開設に向けて、整備を進めております。児童虐待の早期発見、未然防止はもちろんのこと、子どもだけではなく、親や家庭の支援ということも、これから体制整備をしていくうえで大切になると思っております。

そのためには、この要保護児童及びDV対策地域協議会を構成しております皆様とのさらなる情報共有や連携強化を図ってまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

[2]委員紹介

【藤沢課長補佐】

続きまして、委員の皆様方を私からご紹介させていただきます。

船橋市医師会 理事 大塚 佳子様でございます。

船橋歯科医師会 副会長 山崎 繁夫様でございます。

千葉県助産師会船橋地区部会 地区部会長 田村 陽子様でございます。

船橋市自治会連合協議会 副会長 藤本 千恵子様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 理事 金子 千代美様でございます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 長島 由和様でございます。

船橋福祉相談協議会 理事長 宮代 隆治様でございます。

児童養護施設おんちょう園 園長 本間 敏子様でございます。

母子生活支援施設青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子様でございます。
船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之様でございます。
船橋市PTA連合会 副会長 佐原 摩貴子様でございます。
船橋人権擁護委員協議会 会長 加藤 廣行様でございます。
千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮様でございます。
千葉県女性サポートセンター 所長 中村 芳美様でございます。
千葉県船橋警察署 生活安全課長 田中 翔様でございます。
千葉県船橋東警察署 生活安全課長 小栗 健路様でございます。
なお、船橋市保育協議会 副会長 豊田 和子様は、本日は欠席でございます。

続きます、市の委員をご紹介します。

健康福祉局長 大竹 陽一郎でございます。

子育て支援部長 杉森 裕子でございます。

なお、学校教育部長 磯野 護でございますが、本日は所用により欠席のため代理出席として学校教育部指導課 課長補佐 内野 義孝でございます。

皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、当会議につきましては、規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、大竹会長にお願いしたいと存じます。

大竹会長よろしく願いいたします。

【大竹会長】

では、ただ今より、令和4年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議を次第に沿って進めてまいります。

本日の会議は20名の委員のうち、19名の方にご出席いただいております。当協議会設置要綱第10条第2項に規定する、過半数の定足数に達しておりますことを報告いたします。

次に、会議次第をご覧ください。(4)の③事例紹介については、個人に関する情報や人の生命・身体の保護に関する情報が含まれていることから、情報公開条例第26条の但し書きの規定により非公開といたします。それ以外のものにつきましては、すべて公開といたします。

また傍聴者の定員を5名として、市のホームページに掲載させていただいております。

また、会議終了後には、公開の部分についてのみ会議資料、会議録を閲覧に供しますことをご報告申し上げます。

本日の傍聴者は1名ということで事務局から報告を受けております。

それでは、傍聴の方に、入場していただきます。

傍聴者の方に申し上げます。配布しました傍聴にあたっての注意事項を遵守するようお願いいたします。

それでは、本題の議題に入ってまいりたいと思います。

議題（１）協議会の概要について、事務局から説明してください。

[3] 議題（１）協議会の概要について

【伊大知主事】

家庭福祉課の伊大知でございます。要保護児童及びDV対策地域協議会について説明させていただきます。

お配りをしております資料１－１をご覧ください。

ここに、簡単に本協議会の概要を記載しておりますが、当協議会は、要保護児童等への適切な支援を図るため、児童福祉法第２５条の２の規定に基づき設置しております。

また、本市では、子ども虐待と関連の深いDV対策も含め、「要保護児童及びDV対策地域協議会」として平成１９年４月に設置し、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者と連携して、虐待をはじめとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制としております。

１枚めくっていただき、資料１－２をご覧ください。

こちらは、当協議会の構成を示しており、市内の行政機関・関係機関・関係者による支援のネットワーク構成図となっております。

また、１枚めくっていただき、資料１－３をご覧ください。

当協議会が、４つの会議体で構成していることを記しておりまして、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議の４つの会議体を設けて協議を行っており、本日開催してございます代表者会議は、関係機関の代表の方にご出席いただき、前年度の取組みに対する評価や今後の取組みなどを協議し、支援に関するシステム全体を検討する場となっております。

最後となりますが、守秘義務について申し上げます。

児童福祉法第２５条の５の規定において、協議会の構成委員には、委員の期間はもちろん、委員でなくなった後につきましても、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられております。この点につきましても、ご留意・ご承知くださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

【大竹会長】

それでは次に、議題（２）報告事項について、家庭福祉課から説明をお願いします。

[3]議題（２）報告事項 船橋市児童相談所の設置について

【大屋課長】

それでは、市児童相談所設置に向けた現状について、お配りしました資料２に沿ってご報告させていただきます。

まず初めに資料の１ページ、施設整備、ハード面についてですが、表の主な経緯の上から３段目、令和３年７月の基本構想策定、ここまでは、前回、昨年１１月の代表者会議の場でご報告をさせていただいたところです。その後、代表者会議の後に令和８年４月の開設を目指すこととした整備スケジュールを庁内決定し、１２月の市議会第４回定例会において、基本・実施設計委託費等の補正予算の承認を受け、敷地の分筆、測量等を経て、今年３月に令和５年９月までを委託期間とした基本・実施設計業務委託契約を設計事業者と締結し、現在は現場の職員の意見を聞きながら、建物配置や面積、各室の配置等を固めているところです。なお、設計事業者の選定については、一般競争入札とはせず、児童相談所に対する知見や実績を有する設計事業者を対象としたプロポーザル方式にて決定しております。

表の一番下、家庭福祉課の組織体制についてですが、この３月までは管理職を含め４人で準備業務を進めてまいりましたが、開設時期等が定まったことから４月より常勤２名の増員、家庭児童相談室から市川児童相談所派遣研修の実績のある社会福祉士１名の配置換え、それと再任用の建築技師１名のほか３月まで県の児童相談所長をしていた方を会計年度任用職員として家庭児童相談室のスーパーバイザーとの兼務で児童相談所の整備にも関わられるよう配置し、新たに児童相談所開設準備係を設置し係長以下で６名、課としては女性相談室担当職員を除き、課長以下９名体制として、準備作業を進めているところです。

次に２ページになります。本市の児童相談所の特徴を記載しています。

内容につきましては昨年策定した「船橋市児童相談所基本構想」の内容であり、昨年の代表者会議でもご説明をさせていただいておりますので、今回は概要だけ簡単にご説明いたします。

児童虐待の対応の現状としては、虐待リスクの重さや求められる専門性により、県の市川児童相談所と市の家庭児童相談室で、役割を分担して行う二元構造により対応する仕組みとなっています。このことから、ケースを移管することになった場合は、一貫した支援が行えなくなったり、対応に時間を要する事態が生じたりすることがあります。また、両機関で緊急性の認識や支援方針が

異なることもあります。

これが市児童相談所が設置されることにより、船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点として、市児童相談所内に児童相談所部門と家庭児童相談室部門を設け、それぞれが柔軟に連携可能な一元体制が構築されることとなります。

次に3ページをご覧ください。施設の基本情報となります。以前からお伝えしている通り、JR京葉線、南船橋駅前の私有地の一部に設置することとし、階層等についてはご覧の通りとなります。延床面積については、現在進めております設計の中で、必要な部屋、機能等を精査しているところであり、変更になる場合があります。

次に、下段4の組織体制（案）ですが、所長以下、152人体制としております。しかしながら、この人数のうち、児童福祉司と児童心理司については、令和元年度の縣市川児童相談所の船橋市分と家庭児童相談室の児童虐待相談件数により算出した人数となっております。ちなみに、令和元年度の2施設合計の虐待相談件数は1598件ですが、令和2年度については1720件と大きく増えている状況ですので、令和8年度の開設時の職員数についてはこの人数より増えることが予想されます。

次に4ページの全体スケジュールです。このスケジュールは冒頭に報告させていただいた昨年11月に作成したものでありますが、現在もこのスケジュールに沿って準備業務を進めているところです。この中で2段目と3段目の人材確保及び育成と県からの移譲業務関係については、県との協議等が最も重要となります。人材確保及び育成については、次の5で示している通り、市としても開設までの研修期間等を考慮して前倒しで計画的に配置、採用を進めているところです。研修先としては縣市川児童相談所のほか、今年度から江戸川区児童相談所にも派遣研修者を受け入れていただき、今後も受け入れ先の拡充等を検討しているところです。職員の確保と質の維持は開設に向け大きなポイントとなりますので、総務部と協議をしながら注力していきたいと考えております。

市児童相談所設置に向けた現状報告は以上となります。

【大竹会長】

では、一旦ここで区切りたいと思います。議題（1）、（2）につきまして、ご質問、確認でも結構です。何かありましたらお願いします。

【加藤委員】

加藤でございます。一つだけ先の話になると思うのですが。開設された先の

話になるのですが、業務についての評価について、何か組織を作ってやられると思うのですが、その点構想があれば知りたいと思います。

【大竹会長】

事務局お願いします。

【染谷係長】

家庭福祉課でございます。第三者評価等につきましては、船橋市の基本構想でも定めてございますが、何らかの評価を入れるべきだと考えております。外部機関、第三者評価等、形は検討中でございますけれども、児童相談所にしっかりと外部の評価が入るような形が必要だと思っておりますので、これからそちらの方は検討して、ぜひ構築したいと考えております。以上でございます。

【大竹会長】

加藤委員よろしいでしょうか。そのほか何かありましたらよろしく願いいたします。

【山本委員】

青い鳥ホームの山本です。児童相談所の一時保護所、何名の収容を予定しているのか確認させてください。

【大屋課長】

家庭福祉課です。現在のところ、約30名程度を予定しております。

【山本委員】

ありがとうございます。

【本間委員】

おんちよう園です。我々は児童相談所一時保護所から依頼されて入ってくるんですけども、いつも入所関係の話を聞くと、定員30人と言われているのに、すごくいっぱいですと言われています。その状況で、パーセンテージで30人以上どれくらいまで入れますか。県も今本当に一時保護されている子どもが多いと言われているんですけども、どれくらいのパーセンテージ、120%まで入れてしまうんですか。

【染谷係長】

家庭福祉課でございます。定員の方が今申し上げた上で30人程度ということで想定をしておりますので、基本的には30人程度を標準的に受け入れる体制として考えております。何%どこまでかというのは申し上げるのは非常に難しいなと思っておるんですけども、やはり保護が必要なお子さんがいらっしやったら、しっかりと保護しなければならないと考えておりますので、その際にはその状況で最善の形で一時保護所で生活していけるように工夫してまいりたいなと考えております。このような回答でよろしいでしょうか。

【本間委員】

ある程度の広さを取ってあげていただきたいな、ということです。以上です。

【大屋課長】

1点だけよろしいでしょうか。家庭福祉課です。施設の方、個室を中心に現場の声を聞きながら設計を行っているのが1点と、男女の比をフレキシブルに仕切れるような造り、これは新しい児童相談所はそういうところ多いですけど、そういった工夫も取りたいなというのが1点です。あと、定員はある程度の見込んだ数字ではありますけれども、それを超えた場合の対応としては、一時保護の外部委託等をこれから考えていかないといけないのかなということも検討しているところでございます。以上でございます。

【本間委員】

ありがとうございます。基本構想の話合いの中でも要求いたしましたけれど、個室の要求を通していただいてありがとうございました。

【田村委員】

いいですか。児童相談所というと特別な場所というようなイメージが湧いてしまう方も多いかもしいのですが、児相相談所の中に一般の親子が遊びに行けるような場所も予定しているのでしょうか。

【染谷係長】

家庭福祉課でございます。船橋市が目指す児童相談所としましては、やはり気軽に相談に立ち寄っていただけるといっても、コンセプトとして考えております。なので、今おっしゃっていただいたような、親子で気軽に遊べるようなスペースなんかも今、設計の中で取り入れられないか工夫しているところ

でございますので、そういったものもぜひ取り入れていきたいなと考えております。

【大竹会長】

ではまた進めていく中でまたちょっと聞いてみたい、確認してみたいということがありましたら、それは随時お受けしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では、議題（3）関係機関の取り組み状況について、お話をいただきたいと思っております。最初に、「市川児童相談所」の児玉委員よりご説明をお願いいたします。

〔3〕議題（3）関係機関の取り組み状況について

①千葉県市川児童相談所

【児玉委員】

改めまして、市川児童相談所船橋支所の支所長として4月から参りました児玉と申します。よろしくお願いいたします。

配布されている資料3を見ていただきながら、若干補足を加えて説明をさせていただきたいと思っております。船橋支所は令和3年の12月1日から市川児童相談所の支所として開設をされまして、南船橋駅から徒歩圏内の県の消費者センターの3階部分を借りて開設をいたしております。職員としては、私支所長以下、64名の職員で内務をしております、その中に先ほどお話がありました船橋市の職員さんの派遣研修ということで、児童福祉士3名と児童心理司2名の方に派遣研修としてお出でいただいているところです。

先ほど船橋市さんからも人材確保の課題が非常に大きいとおっしゃっていただけたのですが、それに関しては県も全く一緒でして、現在船橋支所の児童福祉士の欠員が10名、心理司の欠員が4名ということで、非常に多くの欠員を抱えながらの運営となっております、実際に船橋市の職員さん、研修生と言いながら、即戦力で一緒に動いてもらわざるを得ないような状況で運営をしているところでございます。

資料にありますように、虐待状況については、全国的な傾向とほぼ変わらず年々微増ということが続いておりました、虐待種別としては、やはり後ほどお話があるかもしれませんが、警察さんの方から来る、面前DV目撃による心理的虐待の案件が非常に多いです。全体の約5割くらいを占めているという状況です。それはほぼ、全国的な傾向と変わりありません。

市川児童相談所は、船橋支所以外に本所の中で、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市を管轄しているわけですが、市の種別の割合状況でいうと、市川児童相談所全体での虐待の令和2年度の対応件数が2,568件の中で、船橋支所が

取り扱った虐待件数が1,060件ということで、市川児童相談所の中で約41%の割合を船橋市のお子さんの虐待対応が占めている状況になっております。

虐待に関しては、通告経路が下にありますけれども、先ほど申し上げましたように、警察さんからの通告が最も多いという状況は、これも変わらず続いております。統計資料については、ご覧いただければと思います。若干補足といったしまして、最近の状況ということで、私の方で感じているところですが、家庭の貧困とか保護者の社会的孤立、保護者が被虐待歴があるとか親族不和があるとかということで、社会的に孤立している、それからDVといった家庭の基盤がぜい弱な状況と、そこにその子どもの特性、発達障害とか知的障害という組み合わせからやはり虐待とか、あるいは非行、家庭内暴力に至るケースが非常に多いというふうに考えているところです。最初のそういった組み合わせのところからの予防的な関わりが不十分だったところから、悪化して虐待というふうなことになってしまっているなど感じているので、そのあたりの予防的な対応というのは、今後非常に重要になってくるかなと思っております。

それから、先ほども話題に上りました一時保護所の状況ですが、船橋支所は一時保護所を併設しておりませんので、すべての一時保護児童は市川児童相談所、本所の一時保護所で生活をしているわけですが、市川児童相談所の一時保護所は定員が、現在28名ですが、昨日の時点で一時保護所内で保護しているお子さんが51名おります。2倍まではいかないのですが、非常に2倍に近いような、200%に近いような状況になっていて、本来個室化ですとか、適切な環境の下で保護しなくてはいけないのですが、なかなかその子どもさんにとって本当に適切な状況や環境というのが用意できないようなひっ迫した状況になっております。その51名の所内保護のうち、船橋市のお子さんは27名ということで、約半数以上のお子さんが船橋市のお子さんということになります。加えて、先ほど保護の外部委託の話がありましたが、船橋支所としては、27名の所内保護以外に、14名のお子さんを外部に保護委託しております。これは、赤ちゃん、乳児であって一時保護所での生活が難しいお子さんを乳児院、赤ちゃんの施設で預かっていただいたりとか、障害のあるお子さんを障害児の入所施設に預かっていただいたりとか、そういった子どもの特定や年齢に応じて、外部委託をしたりとか、あるいは病気のお子さんは病院の保護委託といったこともあるのですが、そういったことのほかに先ほど言ったように一時保護所の定員がひっ迫しているのです、やむを得ず外部の児童相談所ですとか、里親、シェルターといったところに、本来は一時保護で生活をすべきところをやむを得ず外部に委託しているお子さんが14名ということになりますので、船橋市全体としては、現在41名のお子さんが保護されてい

るという、これは非常に多い数だなど思っています。このあたりの、やはり先ほど言ったように予防的な関わりで保護に至る前に連携の中で支援をしていけるのがいいのかなと思っています。

それから、1つの課題としては、一時保護をやむを得ずして、その後調整をして、長期の家庭分離が必要だろう、それがやむを得ないとなったお子さんについては、本日来ていただいているようなおんちょう園さん等のような児童養護施設を含む社会的擁護のところに、一旦身柄を移してしてですね、そこで生活をしていただくことになるのですが、社会的擁護の受け皿不足も非常に深刻でして、一旦施設入所を相談所としては適当だと決めて、施設に色々打診をしたり、待機をかけている状況の中で、中々行先が決まらないということも深刻になっています。先ほど申し上げました27名の船橋市の一時保護所での生活をしているお子さんの中で、すでに1年以上一時保護所での生活をしているお子さんが2名います。1名は411日、もう1名は367日、一時保護所で生活しております。一時保護所は保護の特性上、学校等には行けませんので、その子の教育への問題ですとか、基本的に閉塞的な空間の中で生活をしているので、やはり子どもの権利上好ましくないということで、1日でも早く社会復帰擁護の場所に行って、地域生活が送れるようにしたいと思っていますけれども、そのあたりも課題として進んでいない状況があります。今後、相談所としてはそういった予防的なところをですね、市のこういった要対協を通じて勉強しながらやっていけたらと思っています。

もう1つトピックとしては、令和4年の6月に児童福祉法の改正がありました、さらに色々な仕組みが加わっております。子どもの意見聴取の仕組みづくりということで、子どもの意見聴取を保護とか施設入所の際にしなさいということで、アドボカシーの仕組みづくりをするということになっていますので、このあたりは自治体と現場の相談所と連携してやっていかなければいけないなというところと、一時保護の時に司法審査を経なければいけないということが2年後に始まります。これについては、弁護士さんと法律相談が的確にできる状況を、今も非常勤の弁護士さんが来ていただいていますけれども、さらにそこを強化していかないとスムーズな保護が出来なくなってしまう、そのあたりが今後の課題かなと思っています。以上になります。

【大竹会長】

ありがとうございました。では、次に「千葉県女性サポートセンター」の中村委員よりご説明をお願いいたします。

[3]議題(3) 関係機関の取り組み状況について

②女性サポートセンター

【中村委員】

はい。千葉県女性サポートセンターの中村と申します。船橋市家庭福祉課さんを始め、各関係機関の皆様には大変お世話になっております。

それでは資料4に従いまして、女性サポートセンターの取り組みの概要を説明させていただきます。

当センターは、元々は売春防止法に基づいて、昭和30年代に設置をされました。後に相談所になりますが、DV防止法の制定以降、配偶者暴力相談支援センターの機能が加わりまして、DV相談対応とDV被害者の一時保護などの支援を行っております。シェルター機能を持っておりますので、所在地は非公表になります。

まず、1番の電話相談の状況ですが、当センターでは電話相談を24時間365日行っております。相談件数は、昨年度は8,224件ございまして、うちDVに関するご相談が約3割に相当する2,557件でした。相談件数自体は、ここ数年大きな変動はないですが、相談の主訴としましては、精神的DV、酷い暴言ですとか、過度の束縛、長時間の説教などの割合が増加傾向にあります。

次に1つ飛ばしまして、3番の一時保護の状況です。当センターで一時保護をした方、入所された方はここ数年は年間100人前後で推移をしております。昨年度は85名でした。うち、DV被害にあわれた方は、8割に相当する69名となっております。同伴者は71人で、ご覧のように乳幼児から小学生までの同伴児童がほとんどとなっております。シェルター施設の性質上、入所者は自由な外出ですとか、外部との通信はできませんので、お子さんについても、通園、通学ができない環境になります。当センターでは、保育士、また学習指導員などが、お子さんの学習等のサポートも行っております。

次に、表の③の入所期間ですが、平均入所日数は単身世帯では21.1日、母子世帯では31.3日となっております。母子世帯や、またこの表にはありませんが、外国籍の方なども入所されますので、安全に生活できる受け入れ先というのがどうしても限られてくる感じで、入所が長期化するという傾向にございます。

1番下の表が退所先になります。生活保護を受給してのアパート転宅、また実家、親戚宅などが多いのですが、母子世帯の場合は、母子寮などの施設で生活を立て直して、自立を目指すという支援方針になることが多いです。

また、暴力のあった自宅へ帰るという方も例年1割程度はおられます。当所としましても、そういう方には安全教育をしっかりとらううえで、地元の警察等

とも連携をしましての退所となります。

また、DV 部門でも、児童虐待と連携した対応が求められておりますので、電話相談としてお受けするケースで、児童虐待の疑いがあるというものも少なくないです。また、入所された方が所内で生活をしていく中で初めてお子さんに性的虐待も含む虐待があったことが判明するというケースもございます。いずれも母親ご本人にお伝えをしたうえで、速やかに市町村、また児相への通告を行っております。以上が簡単ですが、当センターの概要となります。今後も関係機関の皆様と情報共有、連携をしながら個々のペースに応じた適切な支援ができるようにともに考えていきたいと思っておりますので、引き続きお世話になりますが、よろしく願いいたします。

【大竹会長】

ありがとうございました。続きまして船橋警察署、田中委員よりご説明お願いいたします。

【3】議題（3）関係機関の取り組み状況について

③船橋警察署

【千葉県船橋警察署・田中委員】

船橋警察署生活安全課長の田中と申します。昨年に引き続き会議に出席させていただいております、改めましてよろしくお願い致します。

私から資料5に基づきましてご説明させていただければと思います。

船橋警察署、まず要保護児童の取扱件数についてのご報告になります。記載の通り、平成30年から本年5月末現在の、児童虐待に係る4種別の取り扱い件数と、それに基づく検挙、事件化して検挙扱いしている案件の数を、記載させていただいております。数字をご覧になってわかりますとおり、一番右側の心理的虐待の件数が一番左側の計の数の半分ないし、6割程度を占めている状況がわかるかなと思います。市川児相の支所長の方からもご説明ありました通り、児童虐待に係る大半の案件が子どもの心理的虐待、夫婦げんか等々の中にお子さんがその現場にいらっしゃるというような、そういった代表事例が多く、児童虐待として通告をさせていただいております。大きな子どもに対しての身体的な怪我があるような虐待や、性的虐待といった数も計上はしておりますが、取り扱っている中で一番多い種別としては、この心理的虐待となります。

これは小さなけんか口論という場に、お子さんがいるときもありますし、時には激しいけんかの場にもいますので、今後のお子さんの心的な成長を健全に育成するという観点で、扱った際には確実に通告しましょうというところでの

運用を図らせていただいております。この数が多くなっているということは連携しましょうという趣旨に基づいて適正にそれがなされているという結果の効果かなと思っておりますので、引き続き心理的虐待と認められるような現場を扱った際には、通告の方をさせていただければなと思っております。

また検挙の方に目を向けますと、数が微量ながら毎年5件弱ほどあるのも事実でございます。身体的虐待で子どもに怪我があるだとか、性的虐待でそういった事実がある時も確かにございますが、即加害者側になる親御さんに対して、事件化をするかというところにつきましては、家庭の子どもが被害者、親御さんが加害者になるという状況も踏まえまして、その子どもにとって、一番良い家庭環境だとか、育成の観点から一番ベストな環境構築を図られる方法を検討した上での対応取らせていただければなと思っておりますので、児童相談所含めて他の関係機関の方と連携して対応して行ければなと思っております。

続きまして下のDVの取扱件数になります。こちらも夫婦間、配偶者からの暴力の関係の取り扱い件数になります。概ね船橋署で申し上げますと、200件程度ということで、1年365日のうちの200件と考えれば、ほぼ1日に1件近いぐらいの案件を扱っているような状況でございます。

基本的には当事者同士の意向や、現場の状況に応じまして、表の右側に書いてあります指導警告で今後の調整を図るというパターンが多いですけども、表の真ん中にある検挙件数、数字が入っておりますとおり、負傷程度や当事者の方の特性やいろんな意向を踏まえまして、事件化の対応がベストだと判断したときには、そういった対応取らせていただく場合もございます。またその中で、巻き込まれる形でお子さんが現場にいらしているときもございますので、やはり夫婦間の中での子どもの取り扱い等、全体に入って見ながら対応していく必要があるのかなと考えております。

また、DVの取り扱いも含め、要保護の児童の対応についても、基本的には夜間や、閉庁の時間帯のいわゆる当直時間帯の対応が多くなってきておりますが、一時保護が必要な場合でしたり、避難が必要な状況が認められれば、積極的に一時保護の判断をさせていただきましたり、シェルターの案内をさせていただきましたりと、有事対応の積極的な対応をとらせていただければなと思っておりますので、女性サポートセンターや市川児相さんを始め、避難先になり得る機関の方々とは連携を密にとらせていただければなと思っております。

また扱った方が入った施設の職員の方とはうちの課員が連絡をとらせていただいたり、継続で対応させてもらっていることもありますので、引き続き緊急対応の中、連携させていただければなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上となります。

【大竹会長】

ありがとうございました。続きまして船橋東警察署、小栗委員お願いいたします。

[5]議題（3）関係機関の取り組み状況について

④船橋東警察署

【小栗委員】

はい。船橋東警察署の生活安全課長をしています小栗と申します。同じ警察なので、言うことが全部言われちゃったんで何を言おうかなと思っているのですが、数の関係でいいますと、船橋東署でも、同じ船橋市内というところもありまして、そんなに大きく変わっておりません。心理的虐待がやはり一番、今年の5月末現在でも多くなっております。

こちらについては、やはり通報がありまして、鳴き声通報があったりだとか、あとはそれぞれ家庭内のトラブルとかけんかということで、110番通報を受けたところ、そこでその喧嘩が子どもの前で行われているということで、さらに子どもに喧嘩が向いていた場合は、身体的虐待という話で、子ども、児童の体を女性であれば女性職員が行って確実に確認をするなり、安全対策、児童の安全確保を最優先に図ったうえでの対策をとっています。心理的虐待であれば、子どもの目の前でなくても電話越しでもお父さんとお母さんの声、けんかがあって子どもが泣いているという状況とかもよくあります。そういうときには、心理的虐待ということで、積極的に通報とさせていただいています。

DVの取り扱い件数ですけれども、こちらも要保護児童の先ほどの取り扱いと同じく、ほぼほぼ横ばいです。例年通り、今年もあまり大きくは変わっておりません。こちらなんですけれども、やはり内容としましては、最近はまだ夫婦間だけではなくて、交際関係だとか内縁関係、そういういろいろな性の多様化と言うのは可笑しいな言い方かもしれないですけれども、そういう多様性があるって、いろんな関係で、SNSで知り合っているの間にか一緒に住んでるとかそういうのもある関係があるって、非常にその手のトラブルが多くなっております。そこでやはりいろんなトラブル、飲酒して普段の不満が爆発するとか、相手方が家事しないですとか、そういう些細なことからやはり口論に発展して、場合によっては手や足が出るということでDV事案ということになって、通報が入ることが非常に多くなっております。

ただ、これらの特徴としましてかなりの数で事件化を望まないということが多いです。かなり顔が腫れてる女性でも被害届を出さない、本当にどうしようもないときは無理やり逮捕してしまうのですが、結局被害届けがないと48

時間で釈放されます。

すると、逮捕したということが果たしてそれに対して、その解決としての糸口になるのか、ただの憎しみを生むだけという話もありますのでそれについては、いろいろな関係を考えていかなければならないというところになります。やはり一番やらなきゃいけないのは犯人を捕まえて満足というよりも、この手のものに対しては被害者の安全を確保というのが最優先という形になります。こちらの船橋の生活安全課長もお話してましたけど、夜間が非常に多いです。やはりこの手の案件はお酒を飲んだりだとか、夜中にトラブル勃発というところがあります。そこで警察として非常にお願いしたいのは、緊急性が非常に多い案件が多いです。DVとかのところは。そうすると受け皿というのが非常に少ないです。警察の方は24時間365日対応してますので、現場には行ってすぐ対応できるんですけど、その後の避難先というのが極めて少ないというのが現状になります。

シェルターの受け入れだとか、女サポとか、あと児童相談所だとかもあって入れていただいているんですけど、それ以外のちょっとした施設とかというのを行政の方で、他の市町村によっては別に市の施設とかではなくて、外部契約をして、どこどこ施設というのを、入居先として何個か持ってる市もあります。

船橋市としても、ぜひそういう安全確保の大切さというところであれば、そういう施設とどんどん契約をしてもらって、一時保護ではないですけど、避難隔離措置をする場所をぜひとも今後作っていただきたいというのが現状です。私達もいくらでも現場で対応するんですけど、最終的に避難先がありません、家族はもう疎遠になってます、あとはものすごい遠隔地で行けません、というのが非常に多いです。近ければ、両親とかの実家に行ってもらったりもするんですけど、それができない家庭っていうのが、ケースがありますので、そちらの方を安全確保と言うと、やはりそういう避難施設というところを作っていたら、非常に安全対策という面では助かるかなと思いますので、引き続き連携して取り組んでいただければと思います。

船橋東署からは以上になります。

【大竹会長】

ありがとうございました。関係機関の皆さんどうもありがとうございました。

では議題3の関係機関の取り組み状況のご報告に対しまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いたします。

【大塚委員】

DVの通報があつて、お子さんがいる場合というのは、必ず児相に通報してるんですね。

【千葉県船橋警察署・田中委員】

現場にお子さんがいてですね、そのトラブルを認知している状況が推察できるときは通告を口論の現場に応じてさせてもらっています。

基本的に夫婦間トラブルがあつて、ここで喧嘩してて、その口論の状況だとか、トラブルの状況を隣の部屋で聞いているだとか、もしくはその現場に行くまで、そういう状況見てるよつていうことであれば、お子さんに対する口論の事実に基づく心理的虐待という形で児相の方に通告させていただいています。

【大塚委員】

それはもう前提でという。

【千葉県船橋警察署・田中委員】

はい。

【大塚委員】

それで児相の方に連絡があつたら、後ほど家庭に訪問という形、流れですか。

【児玉委員】

はい。児童相談所は、そういう通告を受けたら、家庭調査をして心理指導をしていく、ということで家庭に関わっています。

【大塚委員】

例えばちょっと深刻だなという人の割合、家庭の割合はどのレベルですか。

【児玉委員】

ちょっと線引きが難しいので、数がすぐに出てこないですけども、やっぱり深刻度合いはかなり差があるので、本当に単発で注意して改善が見込まれる場合と、かなり根が深くて繰り返されていたりとか、子どもにすごく影響がある場合があるので、それはその調査の状況によって、継続して関わっていくのか、所内の会議でケース検討します。

【大塚委員】

その後のアフターフォローみたいなのは、警察の方で、その後どうですか、みたいなことはやっていますか。

【小栗委員】

相談の内容によって違うのですけれども、児童通告の場合については、身柄付き通告と、要は子どもをその場で預かって児童相談所に緊急的に非難させなきゃいけないという場合と、あとはちょっと書面で今後児童相談所の方に情報提供して今お話があったようにちょっと対応してもらって、今後の子供の育て方について指導してもらっているというのでお願いしているところです。

警察の方としては、児童に対する指導っていうのはうちから基本的に、少年センターとかというのもあるので、そういうところがもうちょっと大きくなったり、高校生とか中学生の要は子どもたちが何か遊びに行っちゃう、なんかちょっと不良になっちゃうとかそういう話のサポートというのはやるんですけども。

あとは、相談とかとして受理してるのであれば、夫婦げんかで今後夫婦の方のトラブル減らせますかとか、最近どうですかとか、そういう方の話をするんですけど児童の何か成長だとかっていう話までになると、ちょっとうちの方としては、専門員がほとんどいないものですから、そちらの方については、児童相談所の方にお任せしている状況です。

【大塚委員】

現場は大変だと思うんですけど、初動がすごい大事というか、また繰り返されるところもあると思うので、人がたくさんいないと大変なんだろうなと思うんですけど、最初のところがとても大事だと思うので、よろしくお願いします。

【大竹会長】

はいどうぞ。

【宮代委員】

宮代と申します。

先ほど市川児童相談所の方からの報告で、一時保護が1年以上にわたっている、びっくりしたんですけども、これは市の方にお聞きしなきゃいけないんですけども、やっぱり一時保護のお子さんの数がすごく多い、この傾向は多分ずっと続くと思うんです。そうすると、船橋には、児童の、障害のある子ども入所の機能が無いんですね。おそらく近隣にお願いするようなことになっ

ていくと思うのですけども、やはり児童相談所を構えるからには、自前でやはり障害のある子どもを一時保護ないしは、何になるかわかりませんが、そういう機能、施設が必要になるかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。現段階で、わかる範囲で結構ですので、市の方でどうお考えなのか、教えていただければと思います。

【大竹会長】

事務局、大丈夫ですか。

【大屋課長】

家庭福祉課です。確かに、児童相談所設置市になれば、当然、児童養護施設だけではなくて、そのような特性を持ったお子さんが入ってきますので、そういったお子さんの入所施設を確保しなくてはいけないということはもう重々承知はしているところです。

今協議しているのは、船橋市だけではなくて、柏市も同じ時期に中核市として設置市になる予定ですので、県の児童家庭課と、なかなか単独で市で施設を作るというのは正直難しい状況ですので、協定を結んで、同じように今ある県の児相が6つあるんですけれども、そこと同じように、千葉市も今政令市として持ってるんですが、ここに船橋市、柏も入れていただいて、協定を結んでいただいて、同じような形でそういった障害児、障害を持った特性のお子さんの入所等を手当てしてもらおうという方向で今協議を進めているところでございます。

【本間委員】

すいません。おんちよう園です。本当に今もいろいろDVばかりじゃないんですけども、関係機関の連絡体制づくりは、密接にしていっていただきたいというのは本当に思ってるんですね。

実は一昨日、だいたい先ほども夜間とか早朝に喧嘩しましたなんかですね、報告ありますけど、おんちよう園の施設に入れてくれっていうのは夜の8時9時に、直に親から電話があって、そうなるこちらはもう大変だなあと思ってるんですけれども、やはりそこは、うちは児童相談所経由しか入れられないので、こちらの方に報告してください、色々後は家庭児童相談室もありますよとか、やるんですけど、やっぱり夜にそういうお電話があるとすぐにパッと児相にはお電話が入れない、結局私たちが聞いて次の日に、一応こういうお電話ありましたよっていうのを児相と家庭相談室の方に報告をさせていただいて、親から連絡が来たときにすぐに受け入れていただけるような対応してい

ただきたいなっていうのはいつも思っているんですけど、やはりなかなか本当に多いのが夜です。電話が来て、うちの子ちょっと今大変なんです、暴れてますとか、親からやられましたって高校生からお電話が来たり、入れさせて、泊めていただけないかというふうに来るのは、結構夜に多いですね。本当に対応が大変かなっていうので、一応電話とか直接電話があったら必ず私の方が児相と家庭相談室にも報告して、こういう電話がありましたよっていうのは共有させていただいてますけど、なかなか親の方も朝になると言えなくなってやっぱり夜になるとここは親も何か不安が出てきて、そういうお電話に対応がパッとできるようなところがあるといいなというふうに思っていると、あと先ほどの障害者の施設というような話がありましたけど、今入所している児童養護施設には本当にあれっ、ここ児童養護施設だよねっていうように、そういうグレーゾーンの子がいっぱい入ってるのが、現実です。

なので、そこでちょっといろいろできればお世話になったりしてるっていうのが現状であるということは知っていただきたいなということがあります。

やっぱり親の方も子どもも、だいたい夜になるとちょっと不安になって、そういう施設があるならちょっと泊まらせてほしいなとか、相談してほしいなっていうのは、電話が結構あるので、そういう対応もいろいろ今後やっていかないといけないのかな、という感じです。日中よりは本当に朝とか夜です。なので、ちょっとそういう関係機関の連携もいろいろ考えていっていただきたいなっていうのは感じます。以上です。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

幼稚園連合会です。1つ教えていただきたいのですが、私たちのような施設でよくありがちなことが、お迎えの時間になってもお迎えにいらっしやらないケースがあります。連絡も取れない、1時間、2時間全く音沙汰なく、お迎えにいらっしやらない、そういう場合ですね、各園がいろんな対応をしていると思うんですが、一番良い対応の方法って何でしょうか。教えていただけますでしょうか。

すいません。園によって、家庭児童相談室に連絡をされるという園もいます、ひたすら待ち続けるという園もあります。

お話を聞くと、児童相談所に電話をしようと思ったけど、そこまででもないから家庭児童相談室かなとかですね。どうなんでしょう、と私も聞かれることがあるのですが、どうすれば一番良い対応と言えるのか、もし何かあれば、教えていただければと思います。

【大竹会長】

そうですね。今のちょっと確認なんですけど、1回とかではなくて、やっぱりそれが繰り返してくるんで、やっぱり園としてどういう対応を、1回だったら多分、保護者の方になんか連絡をとるとか、なんか特別の事情があったんでってちょっと今日待ってみようとかあるかと思うのですが、それが重なることによって、園だけで対応しきれないっていうかケースなんですか。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

重なるのはもちろんそうですけれども、1回でもまずいのではないかなと私は思うんです。いや、5分10分30分っていうなら許容範囲だと思うんですけど、しかも連絡があればですね、連絡も無し、こっちからの連絡に応答しない、でも全くお迎えに来る気配がないという場合を考えてました。

【河南所長】

答えになってるかわからないですけど、家庭児童相談室の河南と申します。

もともと養育にご心配があるご家庭で、家庭児童相談室が関わっているケースもございますので、そういったご心配があるご家庭があった場合には家庭児童相談室の方にご連絡いただいて、こちらの方でも児相の関わりがあるかどうかをまず調べさせていただくとともに、ご心配のご様子とかっていうことであればうちの職員が不在のご家庭の方にご連絡があれば出向いたり、ご連絡を差し上げたりとかということはしております。

またそのことが将来的にネグレクトですとか、そういったところもあるやもしれませんので、先々こちらの方で関わった方が良いというように判断した場合には、こちらでも対応させていただきますのでご連絡いただければ、一緒に協力して対応させていただきたいと思っております。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

ありがとうございます。そこまで話が進めばそうなんですけども、単発でそういうことが起こることがございまして、このときはやっぱりひたすら待っていた方がいいんですかね、どうなんですか。

【大塚委員】

何か緊急連絡先みたいなのは、登録されていたりしてるんですよ。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

基本的に、携帯から家のお電話から、場合によってはおじい様、おばあ様だ

ったり、いろいろあるんですけども、それが全て通じないっていうケースもあって、なので、そういう時どうなのかなと。各園でいろいろ対応させていただいてますけども、市の全てのそういう関係の皆様がお集まりなので、どうなのが一番いいのかなと思って、伺いたいなと思ったんですけども。すみません。ありがとうございました。

【大竹会長】

事務局の方で何か少しお話があればお願いします。

【河南所長】

家庭児童相談室は大変申し訳ないのですが、17時15分まででしたら通常電話が繋がるんですけども、それ以降がなかなか電話が繋がりませんので、そういった場合には児童相談所ですとかあと警察さんの方とかに、連絡というふうに対応をっていうことを、こちらの方では、個別の支援会議とかをした場合にはそのようなご回答いただいているところがございます。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

すみません、ありがとうございます。17時15分でお迎え来ないから連絡するという事はないと思うんです。これ22時、23時になって、ではその残った子どもをですね、例えば園長先生はですね、じゃあ家に泊ませようって、それもいけないことですよ。

ケースとしては、まれなケースだと思いますけども、無いケースではございません。私も相談を受けた時になんて言えばいいのかなと思ったので、すみません。伺ってしまいました。

【大塚委員】

夜間だと警察さんに対応してもらえないのかなっていう気はするんですけど、そういうケースはありますか。警察の方で。

【千葉県船橋警察署・田中委員】

警察に幼稚園のお母さんが迎えに来ないからっていうことですか。

【大塚委員】

はい。

【千葉県船橋警察署・田中委員】

ありません。警察に通報していただいたとしても、警察が子どもを保護するところはできないので、児童相談所に通告します。

【大塚委員】

児童相談所の方に直接来るときがありますか。

【児玉委員】

今まであまりそういう案件は、未遂というか、相談はあったけれども、結果迎えに来ましたっていうことは聞いたことがあるんですけども、それで保護をしたという案件は特になくて、ちょっと難しいですけども、それが一時保護のいわゆる職権保護の、親権をいったん制限して保護するだけの要件に当たるかっていうところが、非常に微妙かなと思ってまして、いわゆる管理者がいない状況に当たるのかということですよ。

例えば迷子で警察さんに保護されて、親がいないというなら、もう直で身柄引きましますけれども、幼稚園とかにいて、ある程度監護できる状況の中で、親が来ない、それを職権で保護できるか、というのは本当に難しいところだと思います。

なので、当然単発なのか、常にそういう状況が起きてるのかとか、その過程や背景はとか、他に連絡先がないのかとか家に行ってみたのかとか、そういうことを全部ひっくるめてやったうえでどうにもならない、という状況なのかというところの判断になるので、ただ単に22時までに迎えに来ませんということだけを持って保護するというのは難しいかなと思います。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

最後にすいません、一つだけ伺いたいんですが。仮にお迎えを持って、夜中になっても来ないと、もう園長先生が、仕方がないから私の家に泊めましょう、それは法律的に問題はありますか。

【児玉委員】

そこは園の危機管理上の問題っていうところもあるかなと思って、通常その園の方針として、どう考えていくのかっていうことを決めておく必要があるのかなと思うんですけども。個別にちょっと、一概にそれが違反しますということとは言えないのかなと思います。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

では法的には、もしそうなっても問題はないということですか。

【児玉委員】

親が誘拐だという風に言われるなら、措置と違うので私はよくわかりませんが、もしそういう心配があるのであれば、例えば親御さんと取り決めをしておくとか、そういうことで事前に了解を得ておく、包括的な了解を得ておく必要はあるのかなと思います。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

では色んなケースがあると思うんですけども、そういった場合、相談する先としてはやはり児童相談所ということでよろしいでしょうか。

【児玉委員】

そうですね。夜間については、「189」という緊急ダイヤルがありますので、そちらにかけていただいて、相談をしていただくと。ただ、状況を聞きながら直ちに相談所がそれで動くかどうかというのは、その状況を見ながら相談させていただいていいのかなというふうに思います。

【船橋市私立幼稚園連合会・田中委員】

すいません。いろいろとありがとうございました。

【大塚委員】

すいません。最後、やっぱり例えば親が事故に遭っちゃったりとかだったらしょうがないですけど、多分そういうケースの中にはネグレクトって絶対潜んでいると思うので、やはりちょっとそういう感じだからやっぱり児相さんに1回は相談みたいな、繋げておくっていうのは良いことなのかなと思います。

【大竹会長】

ありがとうございました。これは今後市が児相を作っていく上で、今みたいなケースがないとはいきれない話なので、やっぱりどういう対応をこれからしていくのかっていうところはちょっといろいろ検討協議していく必要があるかなと感じました。

そこは事務局でもう一度整理をしてください。お願いします。他にありましたらよろしく願いいたします。

【大塚委員】

先ほどの市川児相の予防にやっぱり力を入れてるっていうのは本当にその通りだなと思って、児童相談所ができるのはとてもいいんですけど、世のお母さんって、児童相談所ってなんかもうそこに関ったら、自分の子育ても否定されてる駄目な親だって言われるんじゃないかというふうに、児相が来るっていうことがもうなんかすごい怖いことみたいに思ってるお母さんたちも結構多いと思うんですね。だから今からアピール戦略じゃないですけど、子どもを確かに保護するんだけど、お母さんも一緒に保護というか相談に乗ってお母さんを応援してあげるっていう場所なんだみたいなイメージで出来上がる前からそういう感じで幼稚園ですとか、保育園に児童相談所の方からアピールしてもらって、親子でサポートする場所なんだっていうところが、結構予防になるのかな。やっぱり1人で抱えないで相談するべきところなんだよ、というところを今からやっていただいた方が、アピールの仕方っていうのは、ちょっと工夫してもらったらいいかもなど。

【大屋課長】

はい。

船橋市の児童相談所は、先ほどちょっとお話しいたしましたがけれども、寄り添い支援を行う家庭児童相談室と、いわゆる措置、権限を持って親子分離も養育者と子どもの分離も含めた権限を持ったいわゆる児童相談所の両方を持った児童相談所にしたい。

なおかつ、気軽に来ていただけるような、そういったスペースもを持った相談所にしたいというふうには思ってます。それを開設までにきちんと広く市民の人に伝えないと、いわゆる怖い児相だというようなイメージになってしまうというご指摘だというふうに思います。

今、お話した児相になるんだよっていうことを、なかなかまだそこまで手が付けられていないのが正直な状況ですけども、開設までにきちんと市民の皆さんに、船橋市の児童相談所の機能や使い勝手や夜間の相談も含めたそういった連絡先の電話番号であるとか、きちんとPR、広報していきたいというふうに思っております。

【大塚委員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【大竹会長】

はい。進行上の関係がありますので次に進みたいと思います。またこの辺の

ことにつきまして、後ほどご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

それでは議題（４）令和３年度実績及び令和４年度の取り組みにつきまして、まずは家庭児童相談室からご説明をお願いします。

[3]議題（４）の令和３年度実績及び令和４年度の取り組み

①家庭児童相談室

【河南所長】

家庭児童相談室の河南と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、資料７－１「家庭児童相談室における相談実績（令和３年度）」と資料７－２「家庭児童相談室の取組について」説明させていただきます。

まず初めに虐待等の相談件数などについて説明させていただきます。

資料７－１をご覧ください。（１）の「相談件数 総数」ですが、令和３年度は前年度より６２件多い、１，５５３件でした。

平成１８年度より統計を取り始めて令和元年度まで右肩上がりに増加しておりましたが、令和２年度初めて減少に転じ、令和３年度は再び増加となりました。虐待相談件数は７７４件で、令和２年度に比べますと６６件増加し、過去最多となりました。相談総数に対する、虐待相談の割合は４９．８％と、令和２年度の４７．５％を上回っております。

次に２ページ（２）の①は、虐待相談の「年齢別」及び「種類別」の内訳です。年齢別では、０歳から６歳までの未就学児童の件数は、３５２件、４５．５％と約半数を占めております。また、小学生は２８０件、３６．１％でした。右下の円グラフは「虐待相談」の種類別内訳です。心理的虐待が４７．１％と約半数を占め最も多く、次いで身体的虐待が２８．７％でした。

②の「主な虐待者」では、実母が４９７件、６４．２％で最も多く、次いで実父が、２３９件、３０．９％でした。

③の「経路別受付件数」は、市の福祉事務所からの通報が２０４件と最も多く、次いで学校・教育委員会からが１５７件、家族・親戚からが１１７件、近隣・知人からが８６件でした。

家庭児童相談室における相談実績についての説明は以上です。

次に、資料７－２ 家庭児童相談室の取り組みについて、説明させていただきます。１ページをご覧ください。「家庭児童相談室の体制」についてですが、職員数３９名体制で対応しております。今年度より常勤職員に事務職２名を配し、ケースワークや要対協業務など、子どもの虐待をはじめとする支援対象児童等への支援を行っております。また児童相談所所長などの児童相談所勤務経験者３名を家庭児童相談スーパーバイザーとして配し、職員の専門性の向上に努めております。

続きまして 2. 要対協の取り組み及び活動実績です。船橋市では、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の適切な支援に加え、子どもの虐待と関連の深いDV対策も含め、平成19年4月に「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、行政だけでなく様々な関係機関、関係者の方々と連携し、適切な支援を図ることができるよう、協議会に代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議を設け、その目的によって会議を開催しております。各会議、および活動実績については、資料をご参照ください。

続きまして3ページをご覧ください。3. 関係機関との連携です。保育園・幼稚園・小中学校、特別支援学校などにお伺いするなど、連携強化を図っております。

また主任児童委員の代表者会議への参加や、母子保健・子育て支援部門との連携につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と緊急事態宣言等のため、昨年度は積極的な開催はできませんでしたが、情報交換を書面するなど工夫し連携を図りました。引き続き関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。4. 児童虐待予防の取り組みについてです。

(1) の養育支援訪問事業についてですが、子育てに不安を感じている家庭や、養育者の病気等で特に支援が必要と判断した家庭に対し、助産師やヘルパーを定期的に派遣することで、虐待の防止を図る事業です。令和3年度は34家庭に対し延べ448回、養育支援訪問員を派遣しております。

(2) の暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク、子育てのヒントを学ぼうは親支援のためのグループ指導で、子どもとの関係改善につなげ、虐待の防止を図るものです。1コース3回として開催しておりますが、広く市民への周知の機会を増やすために、受講しやすい1回だけのダイジェスト版も開催しております。

5ページをご覧ください。5. 啓発活動についてです。(1) 児童を対象とした相談啓発活動といたしまして、子どもたち自身が相談することができるように、市内の小中学校4年生から中学校3年生までの子どもたちが夏休みに入る前に、児童相談啓発カードを配布しております。同時に児童相談啓発ポスターを配布し、掲示をお願いいたしております。

6ページをご覧ください。(2) 児童虐待防止啓発活動といたしまして、児童虐待防止推進月間である11月に、町会や自治会、学校、市内公共機関などにポスターの掲示を依頼したほか、京成バスや新京成バスの車内へのポスター掲示を依頼しました。

また、タクシー協会様のご協力をいただき、市内のタクシー約400台の車

体に児童虐待防止マグネットの装着をお願いし、啓発を行いました。

そのほか、市役所本庁舎美術コーナー及び保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスターの掲示を行いました。

以上、資料に沿って、簡単ではございますが、家庭児童相談室の取組等について説明させていただきました。

【大竹会長】

ありがとうございます。それでは次に女性相談室からお願いいたします。

[4]議題(4)の令和3年度実績及び令和4年度の取り組み

②女性相談室

【女性相談室・神越主査】

女性相談室の神越と申します。私からは、お手元の資料8に基づきご説明させていただきます。まず、1 女性相談室についてです。

婦人相談員を配置しまして、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV被害者等の相談を受け、自立に向けた支援を行っています。平たく言いますと、女性の相談員が傷ついた女性の心の悩みに寄り添い、ともに考え、相談者自身が自分の意思をもって、一步を踏み出す、あゆみはじめるのを支えています。

また、複雑・多様化する相談内容の状況に応じて、市の福祉部門や教育委員会、その他関係機関の方々と連携した対応を図ることにより、DV被害の裏に隠れた問題として生じている児童虐待への早期発見・早期介入を図るなど、相談者の状況に応じた支援に努めています。

職員体制につきましては、相談員として常勤職員を2名、会計年度職員の婦人相談員6名と合わせ、現在8名体制にて相談業務にあたっております。

また、福祉制度や住民登録制度に精通した職員、こちらは再任用職員ですが、1名を配置し、DV被害者を必要に応じて、適切な福祉サービスへつなげていくことができるよう、相談者と申請窓口まで同行して手続きを行うなど、自立に向けた支援を行っています。

次に、取り組み内容として、電話や面接による相談のほか、今、申し上げましたように、必要に応じた各種手続きができるように同行支援や、また緊急を要する際には、安全を確保するための避難支援等を実施いたしております。女性相談室は、配偶者暴力相談支援センター機能を整備しております。これまでも、DV被害者からの相談や、緊急時における安全の確保や、自立支援に関する援助等を行ってきたところではございますが、この配偶者暴力相談支援センター機能の整備により、配偶者暴力相談支援センターで相談を行ったことの証明、これをDV相談証明書と言われておりますけれども、その発行や、DV被害

者が地方裁判所に保護命令の申立を行う際の援助等の機能を備えています。DV被害者の支援に関して、拡充を図ったところでございますが、加えて、千葉県弁護士会の推薦があった弁護士さんに法律アドバイザーを依頼し、必要に応じて、相談員が法的視点からの助言を受けられる体制を整えております。

その他、婦人相談員については、幅広い知識と能力が求められます。婦人相談員の資質向上を図るために、婦人相談員を各種研修会に参加させることにより、専門性の向上に努めております。

次に2の相談件数でございます。配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は大きな社会問題となっているところです。本市における、女性相談室での相談件数は令和2年度の2,381件と比較し、令和3年度は2,597件ございました。その内、暴力に関する相談は733件で、相談種別の中で最も多く、相談の内約3割が暴力に関する相談となっています。

なお、この表の「暴力相談件数」とは、配偶者暴力だけではなく、交際相手や親族からの暴力に関する相談も含まれております。配偶者に限定した暴力相談件数としては、下の表<相談内容別内訳>に記載する「暴力のうちDVのみ」欄に示した件数でございまして、令和3年度は697件が配偶者からの暴力による相談でございます。

また、相談内容のうち、1番多いのは「家族関係」となっており、内容としては、姑や兄弟または子どもとの関係が悪く、生じているトラブルなどの相談です。

そして、新型コロナウイルスについての影響ですが、感染拡大に伴い外出自粛が求められ、家庭で過ごす時間が長くなったことから収入減や失業への不安・ストレスなどにより、DVの増加や深刻化が国連機関や政府からも懸念されており、社会問題と言われております。船橋市も相談件数は増加傾向にあり、子どもを巻き込んだ被害の相談も多く寄せられています。DV被害者とその同伴する家族にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる状況で援助を行い、継続的な相談、関係機関との連絡調整、そして被害者と共に問題解決ができるような相談体制で支援しています。

最後に3の一時保護件数です。DV被害者等からの相談を受ける中で、一時保護が必要なケースについては、一時保護施設、千葉県女性サポートセンターになりますが、こちらへの入所により身の安全を確保する場合がございます。

その件数ですが、令和3年度は9件となっており、そのうち子ども同伴で入所となったケースは4件ございました。

いずれにしましても、警察や女性サポートセンター、市の福祉部門の関係機関等との連携を図る中で、適切な支援に努めているところでございまして、令

和4年度につきましても引き続き、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV被害者等の自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。女性相談室の説明は以上でございます。

【大竹会長】

ありがとうございました。それでは家庭児童相談室、女性相談室の説明につきましてご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

【加藤委員】

加藤でございます。家庭児童相談室の5ページに、啓発活動で、児童相談啓発カード、それから児童相談啓発ポスターがございました。なるほどと思いました。実はですね、人権擁護委員の方でも法務省と我々の全国組織との連携でやってるんですが、SOSミニレターというものを全国の小中学生に配布して、今年はまだすでに小学校、中学校配り終わりました、手紙が来ております。

いろんな悩みが書かれているわけですが、それに対して我々人権擁護委員が返事を書いてですね、これも内緒だからね、ということでやっているんですけど、お子さんにはお知らせしない形でなるべくやろうということで、そういうことをやっているということです。だからちょっと被っちゃうな、というところがあって、相談の窓口はたくさんあった方がいいんで、これはいいことだなというふうに思いますが、ご承知おきいただいて、子どもたちが混乱してもいけないかなど。それから連携していく必要があるなという風に思いました。以上です。

【大竹会長】

ありがとうございました。他にはありますでしょうか。はいどうぞ。

【大塚委員】

すいません。日頃お子さんから直接っていうのは、すごくいいことだと思うので、ありがとうございます。子供からの直接の通告、電話0120ですけど、今相談件数はどのくらいですか。

【河南所長】

相談件数はですね、いつもだいたい10数件とか1桁だったりとか、わずかではございますけれども、夏休み中とかにはよく他のお子さんとのうまくいかないお話ですとか、そういうお話が主に小学生のお子さんからよく寄せられた

りすることがございまして、こちらの話には耳を傾け、どうしたらいいかっていうのを、一緒に考えて答えを導き出して、それで自分でやってみるとか、学校の先生に相談してみますとかってというような感じで終わっていることが多いです。

【大塚委員】

ありがとうございます。そういう深刻な虐待っていうのはそんなに来ない。

【河南所長】

そうですね、直接的にはそういう虐待的なお話っていうのはあまりなく、他のお子さんとの関係をどうしたらいいかとかというような、かわいいご相談が非常に多く、逆に健康政策課で行っている SNS の相談とかに、割とたくさんではないですけども、虐待ですとか自分でどうしたらいいかとかというようなご相談が入って、家庭児童相談室で対応できるものにつきましては、連携して対応したりとかいうものもございまして。

【大塚委員】

ありがとうございます。確かに、直接話している SNS の方が最近のお子さんとかは。でも、手紙とかも前に他の県でやっているのは手紙で、結構深刻な内容だったりするというのは聞いたことがあるので、いろんなツールがあった方がいいなと思います。

【加藤委員】

一言添えますと、要は、いじめに関わること、友達とうまくいかないこと、中には先生に対する不満とか、そういうのもあったり、誰にも言わないからねということで、書いてくるんだらうけれども、そういったものもあったり、中にはもっとなんて言うんですかね、心理的に非常に深刻な状況になってるお子さんからだとか、例えば往復で手紙でやり取りしながらという風にしていきます。

それから電話についても、子どもの人権 110 番という、電話を持っておりまして、これも受けております。これもですね、結構来るんです。これもやはり、いじめに関するものが多いですね。それから、このコロナの感染下において、非常に精神的に行き詰まってしまった大学生の方とか、そういった方からの質問が結構あったりというようなことがございます。

なお電話の相談については、人権擁護の方でも女性の人権ホットラインをやっております、こちらの方も非常に活発に相談を受けております。

これはしかし船橋市ということではなくて、千葉の本局の方で受けておりまして、しかし、広報はさせていただいております。

【大竹会長】

他にいかがでしょうか。

【本間委員】

先ほどの家児相の方で4番目のところの養育支援訪問事業で、令和3年、34家庭に448回と、その頃1番のコロナのピークだったような気がするんですけども。お相手の方のお家にも行けているような状況だったんですかね。我々施設の方は、すいません、面会もできませんとかってやっていたんですけど、もっと大変なところだからやっぱり行かなきゃいけないんだろうなと思うんだけど、コロナの中でどうやってやっていたんだろうなと知りたいなと。相手の方が嫌がらないで、移さない、移されないが条件なので私たちも。

【河南所長】

そうですね。助産師会の先生方と、後は船橋市福祉サービス公社さんの方にお問い合わせをしてそれぞれ対応させていただいておりますので、お熱があったりとかそういう体調不良の際にはご連絡をいただいて、中止をしたりとかっていう風にして対応させていただいておりますので、一応そういった感染管理等につきましては、細心の注意を払って対応させていただいたかと思います。

【本間委員】

大変ですからね。今本当に、申し訳ないけれども。やってあげないといけなないので、気をつけてやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

【大竹会長】

それではよろしいでしょうか。どうぞ。

【児玉委員】

市川相談所の児玉です。2点ほど質問というか、相談窓口の件なんですけれども、児童相談所もSNS相談を取り入れていかなければという方向に今なっていて、東京、神奈川、埼玉等では取り組み始めていて、県の方でも取り入れていかなければという話になっています。船橋市さんが児相を開設した際には、そういったSNS相談で相談を受けるっていうことも想定していけないといけなかなと思うので、今現に市の他部署でやってるようなSNS相談とのすみ分け

とか、今後どうしていくのかっていうことは整理していった方がいいのかなと思いました。

それからもう一つは、先日船橋市の青少年問題協議会で報告があって、新聞記事にもなりましたが、船橋市さんとしてヤングケアラーの調査をされて、4.8%のお子さんがそれに該当するのではないかなってございまして、非常に画期的な調査で、すごく重要な数字かなと思うのですが、このあたり背景にネグレクトが隠れていたりするかなと思うのですが、その調査を踏まえての市の家児相さんと他の庁内連携とかを含めて、どんな風にお考えになっているかなというのをもしわかればお伺いしたいです。

【杉森委員】

子育て支援部の杉森でございます。ヤングケアラーの実態調査については、今お話しにありましたように、青少年問題協議会でもお話の中にいれましたけれども、その前に市の速報値という形でご報告をさせていただいたところでございます。まず速報値でございますので、これからクロス集計とかをして、細かく分析をしていく予定でございますけれども、おっしゃるような、ここに出てきた事例を基にというよりは、ここに出てきたことを踏まえてやっていくものでございまして、現時点で市の方で、様々な機関がありますので、その支援をどういう風に繋げていくのか、また支援されて現にお子さん、家庭に関わっている方達が、ヤングケアラーという存在をどういう風に見て、支えていくのか、というところをこれから説明会なり、研修なりそういったこともしながらつなぎ合わせて行くということが必要かなと思っております。具体的な支援の方策については、これからの対応になりますが、それまでの間は、既存の事業を活用しながら支えていこうという風に考えています。

【児玉委員】

ありがとうございます。要対協も要保護児童だけではなく、要支援児童も対象になっているかと思っておりますので、そういった部分で要対協にどうやって組み込んでいくかということも今後検討課題かなと思っております。

【大竹会長】

ありがとうございます。それでは公開する報告は以上となりますので、傍聴者の方にはここで退出していただきます。

【※以下、非公開部分】